

公益社団法人日本都市計画学会 スマートシティ特別委員会規程

令和2年1月20日制定
令和2年7月13日最終改正

第1条（総則）

この特別委員会規程は、公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）細則（以下「細則」という。）第18条第1項に基づき、スマートシティ特別委員会（以下「本委員会」という。）の事業執行に関し必要な事項を定める。

第2条（所管事項）

本委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- ① スマートシティの取組みに対する評価、類型化、体系化
 - ② スマートシティの実現に向けた調査・研究および政策提言
 - ③ シンポジウム、セミナーの開催、事例集の作成や図書の出版等を通じた人材育成
 - ④ 他学協会等との情報交換および連携
- 2 前項各号の実施に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。
 - 3 本委員会の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とする。
 - 4 本委員会の活動が終了した場合には、理事会の議決を経て、本委員会を解散する。

第3条（委員会構成）

本委員会は、委員長、担当理事、委員及び臨時委員（以下「構成委員」という。）20名以内で構成し、必要に応じて、副委員長を置く。

第4条（委員長）

委員長は、細則第16条第2項の規定により会員の中から理事会が選任する。

- 2 委員長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、本委員会を代表し会務運営及び事業執行を総理し、理事会への報告を行う。

第5条（担当理事）

細則第8条第1項の規定により理事会で定められた本委員会の担当理事は、会議に出席し意見を述べるほか、理事会で本委員会の活動等の必要な活動を行う。

- 2 担当理事の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

第6条（副委員長）

副委員長は、委員長が構成委員の中から推薦し、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代行する。
- 3 副委員長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

第7条（委員）

委員は、委員長が原則、会員の中から推薦し、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員は、委員会に出席し意見を述べるほか、本委員会に関わる必要な活動を行う。

第8条（臨時委員）

臨時委員は、必要に応じ、委員長が委嘱する。

- 2 臨時委員は会員であることを要しない。
- 3 臨時委員の任期は、本委員会等における担当業務が完了したときをもって終わる。

第9条（会議）

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審議事項などの他、あらかじめ議題を定め、会議開催を構成委員に連絡する。

第10条（議決）

会議は、委任状を含み構成委員の過半数の出席で成立し、出席構成委員の過半数の賛成によって議決する。

第11条（小委員会）

小委員会は、委員長が本委員会の議を経て、委員長が設置し、専門的な事項に関する調査及び審議に当たる。

- 2 小委員会の設置にあたり、委員長は、目的、委員構成、任期等を記載した文書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 小委員会は、小委員会委員長及び小委員会委員で構成する。
- 4 小委員長及び小委員会委員は、委員長が本委員会の構成委員及び会員、専門的知見を有する専門家の中から委嘱する。
- 5 小委員長は、所定の期間内に諮問事項の審議経過及び結果を委員長及び本委員会に報告する。
- 6 小委員会の活動が終了した場合には、委員長は本委員会の議決を経て、理事会に報告し、小委員会を解散する。

第12条（事務局）

担当事務局員を事務局として、会議開催通知、会議資料、議事録の作成その他の本委員会の運営に必要な事務を行う。

- 2 会議の議事録は、出席構成委員2名が電子メール等で確認の上、公式な記録とし構成委員に配布する。
- 3 会議出席者への旅費等は、公益社団法人都市計画学会旅費に関する規程の定めるところにより、支給する。

第13条（協力企業委員）

本委員会の活動に賛同し、その活動を賛助する団体及び法人は、理事会の承認を経て、協力企業委員となることができる。

- 2 協力企業委員の活動負担金（以下「負担金」）は、年額30万円とする。
- 3 協力企業委員は、次の特典を享受することができる。
 - (1) 本委員会にオブザーバーとして参加
 - (2) 小委員会への参加
 - (3) 本委員会が開催するシンポジウム等への優先参加

第14条（規程の改正及び廃止）

この委員会規程は、本委員会の議決により改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。

- 2 この委員会規程は、本委員会の活動の終了をもって廃止する。

（附 則）

特別寄附金（使途を指定できる寄附金）として本委員会に寄附があった場合、第13条に規定する協力企業会員になることができる。

（附 則）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年1月20日理事会議決)

(附則)

この規程は、令和2年7月13日から施行する。(令和2年7月13日理事会議決)